

gb Opinion Report

株式会社 global bridge HOLDINGS 貞松成

義務教育段階の児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移が示唆する保育者の判断

【義務教育段階の児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移(平成29年5月1日現在)】



上図は、義務教育段階の児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移である。図の通り、少子化により児童生徒数は減少する一方であるが、通級による児童数は、2007年の4万5千人から2017年には10万8千人と、10年間で約2.4倍も増加している。2007年の全児童数1082万人のうち0.4%に当たる4万5千人がサポートを必要とする児童であったが、2017年には989万人のうち1%を占めるまでになった。さらに、2019年の通級による指導を受けている児童生徒数は13万4千人にまで増加している。

特徴的なのは、言語障害と難聴の割合はそれほど増加していないが、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害は大きく増加していることである。急激な少子化傾向を踏まえると、言語障害の児童数は割合だけでなく人数も微増しているということは事実上増加していることになり、それ以上に増えている情緒障害や自閉症等の増加率はグラフから見て取れる以上の変化として捉えるべきだろう。

これだけの増加傾向に国や自治体としての制度が追いつかず、発達障害関連の課題は多い。もっとも重要な課題は専門家の不足だろう。発達障害に関連するであろう資格は、特別支援学級等で、自立支援教育や通常の学校に準じた教育を行う特別支援学校教諭免許状をはじめ、心の健康についての知識や情報の発信・提供をおこなう公認心理師や、心の問題への援助をおこなっていくうえで、知識や技術を高めるための調査や研究を行う臨床心理士などの民間資格がある。しかし、上図のグラフのような増加に

対応できるほど専門資格者が増加しているわけではなく、特別支援教育に専門的な知見を有していない教員が担当せざるを得ない状況である。

この課題に対して、通級における指導マニュアルを作成し、初めての担当者にもわかりやすいガイドブックを目指しているが、特定の発達傾向のある児童ではなく、さまざまな発達傾向を持つ児童が登校する公立学校においては、やはり専門家を配置することが求められるだろう。どんな児童にも対応できることが求められるため、質の向上を目指すのであれば専門家の配置は必須である。そのためには、保育士確保と同様に、待遇向上により担い手を増やす施策が求められる。学校に専門家を配置することによって、幅広く児童を指導することが可能になるが、集中的に指導することには課題が残る。

一方で、プログラムを提供する児童発達支援施設や放課後等デイサービスにおいては、学校とは違い、一定の専門家を配置するとともに、プログラムの習熟度の高い専門家が求められる。学校のように幅広い児童の指導ができるわけではないが、異なる発達傾向のある児童に向けた専門プログラムの提供が可能になり、集中的な指導が可能になる。

このように、学校と民間の使い分けと棲み分けを明確化することで保護者と児童の選択肢が広がるだろう。また、個人的に課題と考える点は、未就学期の発達障害児童に対する対策である。上図も就学後からの推移であり、未就学児童は集計していない。しかし、小学校に就学して初めて発達に特徴が見られるわけではないため、就学前からのサポートが必要である。保育士や幼稚園教諭が子どもの発達を捉え、その子どもが必要とするサポートについての的確に判断ができるよう周知し、その環境の整備が求められる。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。